

福島復興再生特別措置法に基づく税制に関する計画の適用対象地域等

	風評税制 (特定事業活動振興計画)	イノベ税制 (新産業創出等推進事業促進計画)	企業立地促進税制 (企業立地促進計画)
対象地域	県内全域 	浜通り地域等15市町村のうち 新産業創出等推進事業促進区域※  ※ 新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域	避難解除区域 認定特定復興再生拠点区域 
対象業種	農林水産業 観光関連産業	対象事業者 ①イノベ構想重点6分野の新製品の開発等を行う者（製造業等） ②産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業を行う者（幅広い業種）	製造業、建設業、農林水産業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、エネルギー関連産業など幅広い業種
主な特例措置の内容・措置率	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%） ・器具備品 即時（15%）	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 ①即時（15%） ②45%（14%） ・建物等 ①25%（8%） ②23%（7%） ・器具備品 ①即時（15%） ② —	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%）
	雇用特例 ・税額控除 10%	雇用特例 ・税額控除 ①15% ②9%	雇用特例 ・税額控除 20%
	—	開発研究用資産に係る特別償却等（①のみ）	—
措置期限	～2028年度末	～2028年度末	避難指示解除後7年間